

狭山台中学校 校歌

唐 津 康 夫 作詞
松 井 和 彦 作曲

♩ = 108 ~ 112

1. みずきよ き いるまのきしべ ちゃのかお り
ゆ たかにみちて い ま ゆ う じょう ー を ふ
か ー め つ つ す こ ー や か に
こころとからだ きたえんと ここにつ どう
わ こうどわれら あ あ う る わ し き さ や
ま だい ちゅう が っ こう 1.2. 3.

一、
水清き人間の岸边
茶の香りゆたかにみちて
今、友情を深めつつ
すこやかに
心と体鍛えんと
ここに集う 若人われら
ああ 美しき狭山台中学校

二、
開けゆく武蔵野の丘
四季に映え歴史を語る
今、英知を磨きつつ
たくましく
国の平和を支えんと
ここに誓う 若人われら
ああ 輝ける狭山台中学校

三、
仰ぎみる富士と秩父の
嶺はるか雲は湧き立つ
今、希望に燃えつつ
おおらかに
未来の空にはばたけと
ここに集う 若人われら
ああ 栄光ある狭山台中学校

狭山台中学校生徒会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本生徒会は埼玉県狭山市立狭山台中学校生徒会と称する。

(会 員)

第2条 本生徒会は全校生徒をもって組織する。

(目 的)

第3条 本生徒会は生徒の学校内外における自主的活動，社会的活動をさかんにし，個性を伸ばし，学校生活の改善をはかりながら，社会，日常生活に必要な態度，習慣を身につけることを目的にする。

(活 動)

第4条 本生徒会は上記の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 学校生活を明るくするための自主的活動。
- (2) 学習の充実と生活の向上をはかる活動。
- (3) その他，会の目的を達成するために必要な活動。

第2章 機 関

(機 関) 第5条 本生徒会は次の機関をおく。

- (1) 生徒総会
- (2) 本部役員会
- (3) 学級委員会
- (4) 専門委員会
- (5) 部活動委員会
- (6) 特別委員会
- (7) 学級会
- (8) 選挙管理委員会
- (9) 中央委員会

(生徒総会)

第6条 生徒総会は本生徒会最高の議決機関であって，全校生徒によって構成され，1年に1回定期的に開かれるほか，必要によって生徒会長が学校の許可のもと招集することができる。また，全生徒の1/4以上の生徒の要求があれば会長は学校の許可のもと招集しなければならない生徒総会は次の事項について審議決定する。

- (1) 予算，決算に関する事項。
- (2) 生徒会活動全般に関する活動方針，活動計画等。
- (3) その他全生徒に関係ある重要事項。

2. 生徒総会の議長団は、議長1名、副議長1名書記2名を定員とし、本部役員、各委員会委員長を除くすべての生徒からそのつど推薦により選出する。

(本部役員会)

第7条 本部役員会は、全校生徒によって公選された生徒会長、副会長、本部役員によって構成され、本部役員会全体として協力し、生徒会全体の運営に当たり、全校生徒に対して責任を負う。また、定期的に会合を開き、生徒総会に提出する議案書を作成するとともに、決定事項の執行に当たる。

2. 本部役員会は学級委員会、専門委員会、部活動委員会等の執行機関の指導、監督にあたり、必要に応じ、学校の許可のもと各執行機関の責任者を招集することができる。

3. 本部役員会の活動方針は、生徒総会で承諾を得なければならない。

4. 監査担当は、委員会監査、部活動監査、朝会監査等の活動を必要に応じて行う。

(学級委員会)

第8条 学級委員会は各学級男女各1名の学級委員によって構成され、学年ごとに会議を開き、学年生徒の諸問題の解決や向上をはかる取り組みを行う。

(専門委員会)

第9条 専門委員会は、それぞれ各学級男女各1名の委員による構成を原則とし、定期的に会議を開き、具体的な活動を通じ学校生活の向上をはかる。ただし、構成人数については、各委員会の実情に応じて変更も可能である。

2. 専門委員会として、次の8つの委員会を設置する。

① 学級委員会

各学年(学級)の中心となり、より良い学年を目指すための諸活動学年朝会の企画・運営を行う。

② 生活委員会

明るく秩序ある学校生活を維持するための活動を行う。

③ 保健委員会

生徒の健康・安全に関する理解を深め、その維持向上にかかわる取り組みを行う。

④ 環境美化委員会

環境整備に対する理解を深め、緑化にかかわる取り組みを行う。

生徒の美化意識を高め、清掃用具の管理などを中心に校内美化活動推進に関する活動に取り組む。

⑤ 給食委員会

給食に対する理解を深め、楽しい食事ができる取り組みを行う。

⑥ 放送委員会

校内放送や新聞活動を通じ、学校生活全体の向上をはかる取り組みを行う。

⑦ 図書委員会

読書に対する関心を高め、図書室利用の活性化をはかる取り組みを行う。

⑧ 体育委員会

体育用具の管理を行う。体育関連行事の運営を行う。

(部活動委員会)

第 10 条 部活動委員会は各部の部長によって構成され、部活動の発展向上に関することを協議し部活動間の連絡調整にあたる。

(特別委員会)

第 11 条 生徒会長は必要が生じたとき、特別委員会を設置することができる。特別委員会設置期間は原則として、その活動が終了するまでとする。

(学 級 会)

第 12 条 学級会は生徒会の母体であって、学級ごとに、学級の諸問題の解決やその向上をはかる取り組みを行う。学年又は学校全体にかかわる問題は、学年学級委員会や、専門委員会などに提案し、その解決をはかる。

(選挙管理委員会)

第 13 条 選挙管理委員会は各学級 1 名の選挙管理委員より構成され、本部役員の選挙が円滑、公正に行われるための活動を行う。その活動の細目については生徒会役員選挙規定に定める。

(中央委員会)

第 14 条 中央委員会は、生徒会本部役員、各専門委員会委員長による構成を原則とし、定期的に会議を開き、学校の諸問題の解決や向上をはかるための協議を行う。

(定足数及び議決)

第 15 条 本生徒会のすべての会合は定員の 3/4 以上の出席をもって成立し、議決は有効投票数の過半数の賛成を得て行われる。賛否同数の場合は議長がこれを決する。ただし、生徒会役員選挙、規約改正及び生徒総会で別に定めたときはその定めに従う。

(任 期)

第 16 条 本生徒会役員の任期は次の通りである。ただし、部活動委員会、特別委員会を除いて役職を兼任することはできない。

(1) 本部役員

任期は改選後 1 年間とする。

(2) 部活動委員会

任期は 1 年間とする。

(3) 学級委員会，専門委員会

任期は 4 月 1 日より 1 年間とする。

(4) 選挙管理委員会の構成員

生徒会役員選挙に向けての活動時期に選出される。

任期は 3 月末日までとする。

2. 本生徒会の各種機関で欠員が生じたときは，その選出母体は速やかに欠員を補充しなければならない。

第 3 章 役 員

(本部役員会)

第 17 条 本部役員会には生徒会員全体の選挙により次の役職をおく。

生徒会長 2 年 1 名

副 会 長 2 年 1 名

本部役員 1，2 年 3 名ずつ

2. 生徒会長は，狭山台中生徒会を代表し，生徒会の運営の中心となって活動する。

3. 副会長は生徒会長を助け，生徒会長不在のときは，その職務を代行する。

4. 本部役員は生徒会長，副会長を助け，本部会の運営の実務を行う。

5. 本部役員は互選で，次の仕事を分担する。

書 記 若干名 生徒会全体の記録の管理，保管

会 計 若干名 生徒会全体の会計事務

第 18 条 生徒会の本部役員会以外の機関には互選により次の機関をおく。

(1) 各学年の学級委員会

学級委員長 1 名

副委員長 1 名

書 記 若干名

(2) 各専門委員会及び選挙管理委員会

委 員 長 3 年生 1 名

副委員長 3 年生 1 名

学年代表 2 年生 1 名，1 年生 1 名

(3) 部活動委員会

委員長 1名

副委員長 1名

各部

部長 1名

副部長 若干名

2. 各委員会の委員長は担当委員会を代表し、それぞれの充実した活動ができるように努めなければならない。

3. 各委員会の副委員長は、担当委員会の委員長を助け、委員長不在のときはその職務を代行する。

4. 各部の部長はその所属部を代表し、それぞれの充実した活動ができるように努めなければならない。

5. 各部の副部長は、各部の部長を助け、部長不在のときはその職務を代行する。

第4章 会計

(経費) 第19条 本生徒会の経費は生徒会員の納入する会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会費) 第20条 生徒会員は生徒会費として毎月定められた額を納入する。

(予算) 第21条 生徒会会計は、生徒会各機関の責任者と相談して予算案を作成しなければならない。予算は年度当初の生徒総会の議決の後、執行することができる。

(決算) 第22条 決算書は生徒会会計が作成し、監査担当の監査を受けたのち、次年度当初の生徒総会で承認されなければならない。

(会計年度) 第23条 本生徒会の会計年度は毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

第5章

付則

第24条 本生徒会の一切の活動は指導教師の助言と承認を得て行われる。決定時事項の実施については、職員会議を経て、学校長の承認を得なければならない。

第25条 本生徒会規約及びその細則の改正は生徒協議会において出席者の2/3以上の賛成を得て行われる。

第26条 この規約は平成20年4月1日より実施される。

※令和2年度改訂

生徒会役員選挙規定

第1条 この規定は、生徒会規約第13条により定める。

第2条 この規定は、本部役員の公正な選挙が行われることを目的として規定される。

第3条 すべての生徒会員は選挙権を有する。第4条 本部役員の選挙は毎年2学期に実施し、その定員は次の通りである。

生徒会長 2年1名

副会長 2年1名

本部委員 1, 2年3名ずつ

第5条 被選挙権は

1. 狭山台中学校生徒会員であること。
2. 次年度の活動が可能なこと。

以上の条件を満たしていなければならない。

第6条 本部役員に立候補する者は、立候補届けを各学級の選挙管理委員を通じ、選挙管理委員長に提出する。ただし、立候補には学年、学級を問わず20名以上の推薦人の連署を必要とする但し、同一の役職について、重複して推薦人になることはできない。

第7条 本部役員に立候補した者及びその推薦人は選挙運動をすることができる。選挙運動の活動については、生徒会役員選挙規定第8条に定めるとおり、選挙管理委員会の指示に従わなければならない。

第8条 選挙管理委員会は公正な選挙が行われるために次の選挙事務を行う。

- ① 選挙公示
- ② 立候補者の受け付け及び公示
- ③ 選挙運動に関する細部の指示
- ④ 選挙公報の発行
- ⑤ 立会演説会の運営
- ⑥ 投票の管理運営
- ⑦ 開票、選挙結果の公示

⑧ その他必要な事項第9条 投票は選挙管理委員会の指示のもとに、所定の場所で行われる。投票の公正を期するために立ち会い人として、学級担任又はそれにかわる教師が同席しなければならない。

第10条 投票用紙の開票は原則として非公開とする。立ち会い人として選挙管理委員会顧問教師が同席しなければならない。

第 11 条 各投票についての得票数の多い者から順 に定員内の者を当選人とする。ただし、下に示す最低得票を超えなければ当選人とは見なされない。

最低得票数

会 長 有効投票数の 1/4

副 会 長 有効投票数の 1/6

本部役員 有効投票数の 1/10

なお、信任投票の場合は有効投票の 1/2 以上の得票をもって当選人とする。最低得票数に満たない場合は、上位 2 名による決選投票を行う、また、投票数が同数の場合は抽選とする。

第 12 条 本規定によって選出された本部役員をリコールするときは、全ての生徒会員の 1/3 以上の署名を選挙管理委員会に提出する。選挙管理委員会は全生徒会員による投票を行い、全生徒数の 2/3 以上の賛成をもってリコールは成立する。

第 13 条 本部役員の選挙について、この規定にな い全ての事項については選挙管理委員会の定め
による。

第 14 条 この規定は、平成 10 年 4 月 1 日より実施
される。

※令和 2 年度改訂

生徒心得

1. 登校、下校について

ア. 登・下校は交通規則を守り、通学路を通る

イ. 7:15 以前に登校してもカギは開かない。

下校時間を過ぎて学校に残る場合は、事前に先生の許可を得る。

ウ. 定められた服装（制服）で登下校をする。

2. 服装・所持品について

ア. ワイシャツは標準型白のものとする。

イ. ネクタイ・リボンは本校指定のものとする

ただし、夏服の期間はしなくてもよい。

ウ. スラックスのベルトは黒、紺、茶系統で飾りのない派手でないものを使用する。

エ. スカートの丈はひざが隠れる長さとする。

オ. 頭髪は肩より長い髪は結ぶ。髪を止めたり結んだりするときは黒系統のゴムやピンとする。

カ. 頭髪は清潔で学習や生活に適したもので、パーマ、脱色、染髪、整髪料、奇異な髪型は不可。

キ. 通学服は本校指定のものとする。夏服の期間はワイシャツの代わりにポロシャツの使用を認め、ブレザーは着用しなくてもよい。

ク. 名札は本校指定のものを左胸につける。

ケ. 通学用の靴は体育の授業と兼用できる運動靴とする。

コ. 上履きと体育館履きは兼用で、学年色のついたものとする。

サ. ソックスの色は白、黒、紺、茶、グレー（ワンポイント・ライン可）

シ. 夏服期間 5/1～10/31、冬服期間 11/1～4/30。

ただし、気候に応じて移行期間を設け柔軟に対応する。セーターを着用するときは、白紺、茶、グレー、黒の無地でVネックのものとする（裾や袖からはみ出す大きいもの、カーディガン型は不可とする。着用期間は11月～3月とする。集会や式典等には着用しない）

ス. 夏季は日傘の使用、帽子、ネッククーラーの着用を可とする。冬季はマフラー、手袋の着用を可とする。ただし、華美なものは不可とする。マフラーは極端に長いものは安全面を考慮し、使用しない。また、コートや部でそろえたウインドブレーカー（防寒着）は、登下校で着用可。

セ. コート、レインコートは黒、紺、茶系統で無地のものとする。

ソ. バッグは本校指定のものを着る。

タ. ピアス、髪飾り、ネックレス、腕輪、ミサンガ等の装飾品や化粧はしない。持ってこない。

チ. 校内では指定の体育着を着用する。ただし 部活動では部でそろえたTシャツを使用してもよい。

3. 学校への諸願, 諸届について

以下の場合には欠席連絡フォームへの入力, または電話をする。

- ・ 病気, 事故等により欠席する場合。
- ・ 遅刻・早退がわかっている場合。
- ・ 病気, けが等で通学服が着られない場合。

4. 校内生活について

ア. 校内では制服を正しく着用し, 身だしなみを整える。

イ. あいさつ, 返事をしっかりし, 時と場に応じた言葉づかいをする。

ウ. 互いの立場を認め合い, 協力しあって, 楽しい学校生活が送れるように努める。

エ. 学校の施設・設備, 備品, 教材等を大切に使う。

オ. 登校後は無断で校外に出ない。

カ. 生徒手帳は常に所持する。

キ. 学習に不必要なものは持参しない。(紙を切る場合はハサミを使い, カッターは持ってこない)

ク. 所持品には記名する。

ケ. 水筒については季節を問わず持参してもよい。必ず水筒(水またはお茶類, スポーツドリンク)に入れて持ってくる。管理は個人の責任で行う。部活動では, 中学校体育連盟の決まりに準ずる。

コ. 弁当が必要な場合は登校途中で買わず, 必ず家から持ってくる。

5. 校外生活について

ア. 進んで課題を見つけ, 毎日家庭学習に取り組む。

イ. 正しい判断をして, 危険なことには近寄らない。

ウ. 自分の行動に責任を持ち, 自分の身は自分で守る。

エ. 自転車を使用する場合(部活動の遠征等)には, 必ずヘルメットを着用する。

日 課 表

登 校	7 : 1 5 ~
朝 練 習	7 : 3 0 ~ 8 : 0 5
朝読書朝学習	8 : 2 5 ~ 8 : 3 5
朝会主に火曜日	8 : 2 5 ~ 8 : 4 0
朝 の 会	8 : 3 5 ~ 8 : 4 5
1 校 時	8 : 5 0 ~ 9 : 4 0
2 校 時	9 : 5 0 ~ 1 0 : 4 0
3 校 時	1 0 : 5 0 ~ 1 1 : 4 0
4 校 時	1 1 : 5 0 ~ 1 2 : 4 0
給 食	1 2 : 4 0 ~ 1 3 : 1 5
昼 休 み	1 3 : 1 5 ~ 1 3 : 3 5
5 校 時	1 3 : 4 0 ~ 1 4 : 3 0
清 掃	1 4 : 4 0 ~ 1 4 : 5 5
帰りの会	1 5 : 0 5 ~ 1 5 : 1 5
6 校 時	1 4 : 4 0 ~ 1 5 : 3 0
清 掃	1 5 : 4 0 ~ 1 5 : 5 5
帰りの会	1 6 : 0 5 ~ 1 6 : 1 5
帰りの会木	1 5 : 4 0 ~ 1 5 : 5 0

土 曜 日	
登 校	7 : 1 5 ~
朝 練 習	7 : 3 0 ~ 8 : 0 5
朝 の 会	8 : 2 5 ~ 8 : 3 5
1 校 時	8 : 4 0 ~ 9 : 3 0
2 校 時	9 : 4 0 ~ 1 0 : 3 0
3 校 時	1 0 : 4 0 ~ 1 1 : 3 0
帰りの会	1 1 : 4 0 ~ 1 1 : 5 0

【最終下校時刻】

期 間	時 刻
4 月 1 日～9 月 10 日	1 8 : 0 0
9 月 11 日～新人戦まで	1 7 : 3 0
新人戦終了～10 月 31 日まで	1 7 : 0 0
11 月 1 日～1 月 20 日	1 6 : 3 0
1 月 21 日～2 月末日	1 7 : 0 0
3 月 1 日～3 月 31 日	1 7 : 3 0
第 2 土曜日（通年）	1 2 : 1 0

狭山台中 当たり前十か条

1. 明るいいいさつ，元気な返事
・あいさつは明るく自分からしよう。名前を呼ばれたら元気に「はい」と返事をしよう。
2. 人の話をしっかり聴く
・授業中先生の話を中心して聴き，他の人の意見を静かに聴こう。
3. 思いやりの心
・人間関係に潤いが生まれるような温かい言葉がけをしよう。友達に優しい態度で接しよう
4. 時間を守る
・2 分間チャイム着席，給食準備，清掃開始など，時間を守って生活しよう。
5. 正しい服装
・学校の決まりを守って，正しい身だしなみを心がけよう。
6. 整理整頓
・机やロッカーの中，靴をそろえる等，身の回りの整理整頓を心がけよう。
7. 正しい言葉遣い
・礼儀正しく，しっかりと敬語を使おう。
8. 自分の役割を果たす
・係，委員会や当番などの自分の役割をしっかりと果たそう。
9. 無言清掃
・清掃中は黙って，一生懸命隅々まできれいにしよう。
10. 時と場に応じた行動
・人の集まる場所では静かに参加し，無言入退場しよう。

狭山台中 いじめゼロ宣言

私たちはいじめを許しません。いじめをなくすために、次の事を宣言します。

1. 人の心を思う

相手の気持ちを考え、お互いの個性を理解し尊重し合います。

2. 人の心を傷つけない

自分が言われて嫌な事、相手を傷つける言葉を絶対言いません。

3. いじめを許さない雰囲気をつくる

正直な思いを理解し、たくさんの人と会話し、いじめをしない雰囲気をつくります。

この宣言を持ち続け、いじめゼロの狭山台中学校を目指すために努力することをここに誓います

令和元年6月5日

